

総代会機能

信用金庫の特性について

■協同組織とは

協同組織の金融機関である信用金庫は、地域の皆さまが利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助の理念に基づき、限られた地域で金融サービスを提供する地域に根ざした金融機関であります。

株式会社である銀行が、収益面では株主の利益が優先されるのに対し、信用金庫は会員の利益が優先されます。また、協同組織は基本的に人的結合体としての性格もあり、地域の会員外の皆さまからも資金をお預かりすることができます。

地域とは運命共同体的な関係にあり、地域全体への貢献が強く求められ、豊かな地域社会を実現するために日々努力しております。

総代会機能について

■総代会制度とは

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大に反映させる協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は難しいことから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、会員一人一人のご意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の皆さまから適正な手続きにより選任された総代によって運営され、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■総代会の仕組み

当金庫の定款及び総代選任規程により、地区を7区の選任区域に分け、総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

なお、総代の任期は2年です。

第79回（平成27年6月9日（火）開催）通常総代会において定款一部変更が決議され、北海道財務局長の認可をもって定款の一部を変更しました。

○変更内容

・総代の選任区域及び定数に関して（定款第26条）

総代の選任区域を12区から7区に変更いたしました。

・選考委員に関して（定款第27条）

総代選考委員の選任は、理事会決議から総代会決議に変更いたしました。

なお、同日の通常総代会において、平成28年総代改選に係る総代選考委員を選任いたしました。



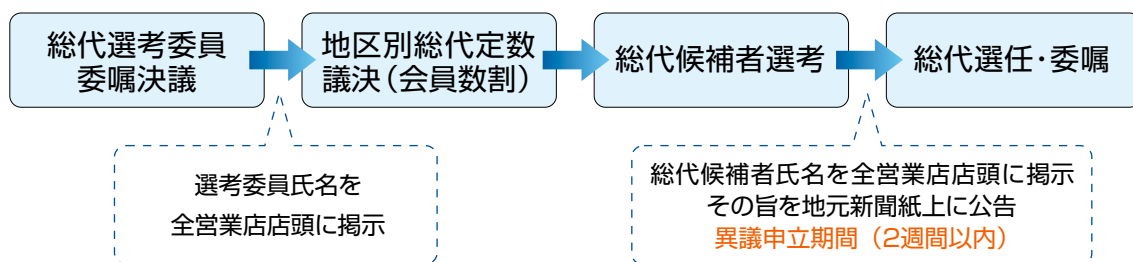
[総代選任区域（7区）と総代選考委員（第79回通常総代会で選任）]

平成27年11月1日現在 敬称略（五十音順）

地区	区域	氏名
第1区	稚内市全域	稚内地区 石塚 宗博 伊戸川 久 高木 哲朗 吉井 繁
第2区	猿払村、 浜頓別町、 中頓別町、全域	天北地区 小田切博行 関戸 昭則 梁田 二郎 細谷 孝雄 米津 英男
第3区	枝幸町、雄武町、 興部町、西興部村、 全域	南宗谷地区 河村 照和 斎藤 毅 竹内 與吉 深井 信朗 三浦 重雄 光成 明夫
第4区	豊富町、幌延町、 天塩町、遠別町、 全域	宗谷地区 大森 昭 川島 茂之 木下 耕一 桑田 憲治 竹谷 英明 細川 正明
第5区	利尻富士町、 利尻町、 礼文町、全域	利礼地区 越智 力 角脇 正光 中瀬 正 中島 和臣 畑宮 公 渡邊 眞
第6区	名寄市、士別市、 旭川市、深川市、 滝川市、砂川市、 美瑛市、 及びその周辺の 営業管内町村全域	旭川地区 生駒 文朗 太田吉四郎 清水 哲也 刀根 英二 吉田 裕
第7区	岩見沢市、江別市、 札幌市、小樽市、 恵庭市、千歳市、 北広島市、石狩市、 及びその周辺の 営業管内町村全域	札幌地区 品川 宏 永井 豊 中藪 則喜 菱田 侑 山本 雅章

■総代の選任方法

〈当金庫「定款及び総代選任規程」に基づく〉



■総代候補者選考基準

総代候補者は、「当金庫の会員である方」、「就任時点で75歳未満の方」、「総代選考委員でない方」この要件を全て満たさなければなりません。

総代候補者の選考基準は次のとおりです。

- ・ 総代としてふさわしい見識を有している方
- ・ 地域の事情に明るく、良識をもって正しい判断ができる方
- ・ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ・ その他総代選考委員が適格と認めた方

※ガバナンス強化を目的とした総代会機能向上策として、「総代の定年制」の導入および「総代選考委員は総代を兼ねることができない旨」を規定し、総代選任規程を改正しました。